

令和5年長浜市議会定例会

令和5年9月定例会月議会

議案書・諮問

- 3 令和5年度長浜市一般会計補正予算（第4号）
- 25 令和5年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 34 令和5年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 42 令和4年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 43 令和4年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 44 令和4年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 45 令和4年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 46 令和4年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 47 令和4年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 48 令和4年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 49 令和4年度長浜市病院事業会計決算の認定について
- 50 令和4年度長浜市老人保健施設事業会計決算の認定について
- 51 令和4年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 52 長浜市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について
- 71 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）対応に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 157 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 158 長浜市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 163 長浜市宿泊観光施設条例の一部改正について
- 164 工事請負契約の変更について
- 165 工事請負契約の変更について
- 166 工事請負契約について
- 167 財産の取得について
- 168 市道の路線の認定について
- 169 田根財産区管理会の委員の選任について
- 170 田根財産区管理会の委員の選任について
- 171 田根財産区管理会の委員の選任について
- 172 田根財産区管理会の委員の選任について
- 173 田根財産区管理会の委員の選任について
- 175 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 176 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 177 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 178 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 179 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 180 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 181 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 182 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 183 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 184 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 185 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 186 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 187 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和5年度長浜市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度長浜市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ670,567千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,379,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		236,116	1,857	237,973
	1 分担金	20,585	1,857	22,442
14 国庫支出金		8,440,042	△73,583	8,366,459
	1 国庫負担金	5,743,769	682	5,744,451
	2 国庫補助金	2,667,813	△74,265	2,593,548
15 県支出金		4,087,175	21,658	4,108,833
	1 県負担金	2,199,729	341	2,200,070
	2 県補助金	1,515,296	20,847	1,536,143
	3 県委託金	372,150	470	372,620
17 寄附金		350,000	1,000	351,000
	1 寄附金	350,000	1,000	351,000
18 繰入金		3,243,291	10,022	3,253,313
	1 基金繰入金	3,179,243	10,022	3,189,265
19 繰越金		50,000	364,113	414,113
	1 繰越金	50,000	364,113	414,113
21 市債		1,498,700	345,500	1,844,200
	1 市債	1,498,700	345,500	1,844,200
歳入合計		54,709,160	670,567	55,379,727

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,746,684	576,620	6,323,304
	1 総務管理費	4,902,332	576,150	5,478,482
	5 統計調査費	13,043	470	13,513
3 民生費		21,469,383	△153,564	21,315,819
	1 社会福祉費	11,407,242	1,365	11,408,607
	2 児童福祉費	8,335,423	△154,929	8,180,494
6 農林水産業費		2,290,716	21,789	2,312,505
	1 農業費	2,106,756	21,789	2,128,545
7 商工費		1,222,828	3,000	1,225,828
	1 商工費	1,222,828	3,000	1,225,828
8 土木費		5,087,500	220,022	5,307,522
	2 道路橋梁費	1,187,859	115,502	1,303,361
	4 都市計画費	3,011,088	104,520	3,115,608
10 教育費		6,427,937	2,700	6,430,637
	1 教育総務費	1,319,439	600	1,320,039
	5 社会教育費	925,023	1,000	926,023
	6 保健体育費	1,366,565	1,100	1,367,665
歳 出	合 計	54,709,160	670,567	55,379,727

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設等維持管理事業	21,500
8 土木費	4 都市計画費	都市公園整備事業	169,000

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	59,800	雪寒対策費	98,800

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
雨之森橋他長寿命化補修工事	令和5年度から 令和6年度まで	180,500千円
消防署所庁舎整備事業負担金	令和5年度から 令和6年度まで	2,089,000千円

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等改修事業	千円 58,700	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。
保健体育施設整備事業	900			

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民まちづくりセンター整備事業	千円 11,500	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 198,200	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
道路橋梁整備事業	122,200				168,200			
都市計画施設整備事業	376,800				430,000			

令和5年度長浜市一般会計
補正予算（第4号）説明書

歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

目	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費分担金	20,585	1,857	22,442
計	20,585	1,857	22,442

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫負担金	5,418,721	682	5,419,403
計	5,743,769	682	5,744,451

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費国庫補助金	901,514	△33,913	867,601
3 民生費国庫補助金	757,793	△145,535	612,258
8 土木費国庫補助金	455,999	105,183	561,182
計	2,667,813	△74,265	2,593,548

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費県負担金	2,198,264	341	2,198,605
計	2,199,729	341	2,200,070

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県補助金	131,087	2,773	133,860
6 農林水産業費県補助金	557,480	18,074	575,554
計	1,515,296	20,847	1,536,143

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 農業費分担金	1,857	湖北地区基幹水利施設管理事業費分担金	1,857

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	682	介護給付費負担金	682

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	△33,913	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	△33,913
3 児童福祉費補助金	△145,535	保育所等整備交付金	△145,535
2 道路橋梁費補助金	60,251	社会資本整備総合交付金	55,576
		道路局所管補助金	4,675
4 都市計画費補助金	44,932	社会資本整備総合交付金	40,000
		景観改善推進事業費補助金	1,622
		集約都市形成支援事業費補助金	3,310

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	341	介護給付費負担金	341

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	2,773	北の近江振興プロジェクト推進補助金	2,773
2 農業振興費補助金	7,500	新規就農者育成総合対策事業費補助金	7,500
3 農地費補助金	10,574	湖北地区基幹水利施設管理事業費補助金	5,574
		農業水利施設保全合理化事業費補助金	5,000

(款) 15 県支出金

(項) 3 県委託金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県委託金	265,944	470	266,414
計	372,150	470	372,620

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
10 教育費寄附金	0	1,000	1,000
計	350,000	1,000	351,000

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4 地域福祉基金繰入金	286,959	△9,394	277,565
7 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	56,409	3,000	59,409
14 公共施設等総合管理基金繰入金	534,845	16,416	551,261
計	3,179,243	10,022	3,189,265

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	50,000	364,113	414,113
計	50,000	364,113	414,113

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
2 総務債	11,500	245,400	256,900
8 土木債	533,100	99,200	632,300
10 教育債	363,600	900	364,500
計	1,498,700	345,500	1,844,200

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 統計調査費委託金	470	住宅土地統計調査費委託金	470

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
5 社会教育費寄附金	1,000	図書館費寄附金	1,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地域福祉基金繰入金	△9,394		
1 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	3,000		
1 公共施設等総合管理基金繰入金	16,416		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	364,113		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 庁舎等改修事業債	58,700	総務管理事業債	58,700
6 市民まちづくりセンター整備事業債	186,700		
1 道路橋梁整備事業債	46,000	地方道路整備事業債	46,000
3 都市計画施設整備事業債	53,200	公園整備事業債	53,200
4 保健体育施設整備事業債	900	体育施設整備事業債	900

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
6 財務管理費	770,752	65,268	836,020		58,700	6,568	
8 企画費	495,124	△28,366	466,758	△31,140			2,774
9 地域振興費	167,996	2,700	170,696				2,700
15 諸費	70,529	340,000	410,529				340,000
18 市民まちづくりセンター費	303,420	196,548	499,968		186,700	9,848	
計	4,902,332	576,150	5,478,482	△31,140	245,400	16,416	345,474

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 指定統計費	5,092	470	5,562	470			
計	13,043	470	13,513	470			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 老人福祉費	2,236,542	1,365	2,237,907	1,023			342
計	11,407,242	1,365	11,408,607	1,023			342

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
14 工事請負費	65,268	□本庁舎管理経費 整備事業費	65,268 65,268
1 報酬	2,469	□企画管理経費	△33,913
4 共済費	143	旅費	△209
7 報償費	500	地域脱炭素実行戦略策定・推進業務委託料	△33,668
8 旅費	125	湖北環境経済協議会負担金	△36
10 需用費	240	□若者活躍応援事業費	5,547
11 役務費	428	報酬	2,469
12 委託料	△33,668	共済費	143
17 備品購入費	1,433	報償費	500
18 負担金、補助 及び交付金	△36	旅費	334
		消耗品費	120
		印刷製本費	120
		通信運搬費	20
		広告料	185
		保険料	223
		備品購入費	1,433
12 委託料	2,700	□地域振興政策費 整備事業費	2,700 2,700
22 償還金、利子 及び割引料	340,000	□市税等還付金	340,000
14 工事請負費	196,548	□市民まちづくりセンター整備事業費 整備事業費	196,548 196,548

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	280	□指定統計調査費	470
10 需用費	190	報酬	280
		消耗品費	190

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
27 繰出金	1,365	□介護保険特別会計繰出金	1,365

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 保育所費	1,463,035	△154,929	1,308,106	△145,535		△9,394	
計	8,335,423	△154,929	8,180,494	△145,535		△9,394	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	370,503	7,500	378,003	7,500			
5 農地費	1,401,891	14,289	1,416,180	10,574		1,857	1,858
計	2,106,756	21,789	2,128,545	18,074		1,857	1,858

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 観光費	288,563	3,000	291,563			3,000	
計	1,222,828	3,000	1,225,828			3,000	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	619,329	106,502	725,831	55,576	43,900		7,026
4 道路新設改良費	319,140	9,000	328,140	4,675	2,100		2,225
計	1,187,859	115,502	1,303,361	60,251	46,000		9,251

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	△154,929	□児童福祉施設整備支援事業費 保育所等施設整備支援事業補助金	△154,929 △154,929

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	7,500	□農業経営支援事業費 経営発展支援事業補助金	7,500 7,500
12 委託料	14,289	□農業用施設等維持管理事業費 維持管理委託料 整備事業費	14,289 9,289 5,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	3,000	□観光イベント開催事業費 長浜450年戦国フェスティバル補助金	3,000 3,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	106,502	□雪寒対策費 整備事業費	106,502 106,502
14 工事請負費	5,700	□橋梁長寿命化事業費	9,000
18 負担金、補助 及び交付金	3,300	橋梁点検業務負担金 整備事業費	3,300 5,700

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	2,235,240	14,520	2,249,760	4,932			9,588
3 公園整備費	168,128	90,000	258,128	40,000	53,200		△3,200
計	3,011,088	104,520	3,115,608	44,932	53,200		6,388

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	866,716	600	867,316				600
計	1,319,439	600	1,320,039				600

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
8 図書館費	394,927	1,000	395,927			1,000	
計	925,023	1,000	926,023			1,000	

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 体育施設費	210,586	1,100	211,686		900		200
計	1,366,565	1,100	1,367,665		900		200

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	14,520	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり事業費 4,868 景観まちづくり計画策定業務委託料 4,868 <input type="checkbox"/> 都市計画総務事務経費 9,652 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務委託料 9,652
14 工事請負費	90,000	<input type="checkbox"/> 都市公園整備事業費 90,000 整備事業費 90,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	600	<input type="checkbox"/> 教育委員会事務経費 600 整備事業費 600

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	1,000	<input type="checkbox"/> 図書館管理運営費 1,000 備品購入費 1,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	1,100	<input type="checkbox"/> スポーツ施設整備事業費 1,100 整備事業費 1,100

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		28,200	9,306	3.30		24	37,530	7,032	44,562	
	議 員	22	99,120		32,214	3.30			131,334	31,056	162,390	
	その他の特別職	1,378	71,551						71,551		71,551	
	計	1,403	170,671	28,200	41,520			24	240,415	38,088	278,503	
補正前	長 等	3		28,200	9,306	3.35		24	37,530	7,032	44,562	
	議 員	22	99,120		32,214	3.35			131,334	31,056	162,390	
	その他の特別職	1,378	71,271						71,271		71,271	
	計	1,403	170,391	28,200	41,520			24	240,135	38,088	278,223	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職		280						280		280	
	計		280						280		280	

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,353 (960)	1,087,687	4,501,240	2,952,720	8,541,647	1,606,850	10,148,497	
補正前	1,353 (955)	1,085,218	4,501,240	2,952,720	8,539,178	1,606,707	10,145,885	
比 較	(5)	2,469			2,469	143	2,612	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	99,916	83,249	36,441	191,660	2,332	327,329	1,968	1,166,515	650,143	136,458		17,922	238,787
補正前	99,916	83,249	36,441	191,660	2,332	327,329	1,968	1,166,515	650,143	136,458		17,922	238,787
比 較													

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	989 (9)		3,585,501	2,489,691	6,075,192	1,196,336	7,271,528	
補正前	989 (9)		3,585,501	2,489,691	6,075,192	1,196,336	7,271,528	
比 較	(0)							

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	99,916	61,387	36,441	191,660	2,332	283,361	1,680	815,603	650,143	110,768		17,400	219,000
補正前	99,916	61,387	36,441	191,660	2,332	283,361	1,680	815,603	650,143	110,768		17,400	219,000
比 較													

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	364 (951)	1,087,687	915,739	463,029	2,466,455	410,514	2,876,969	
補正前	364 (946)	1,085,218	915,739	463,029	2,463,986	410,371	2,874,357	
比較	(5)	2,469			2,469	143	2,612	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日 勤務手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		21,862				43,968	288	350,912		25,690		522	19,787
補正前		21,862				43,968	288	350,912		25,690		522	19,787
比較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分		
職員手当		1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和5年 4月1日 現在	平均給料月額	323,116	388,125	291,689	303,300			229,742
	平均給与月額	414,529	495,176	343,485	373,359			254,684
	平均年齢(歳)	42歳5月	44歳10月	37歳4月	53歳1月			61歳10月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	158,900	-	158,900		-
短大卒(中級)	169,800	179,700	-	187,700	218,600
大学卒(上級)	191,700	194,500	-	197,800	224,100

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,600	-	151,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	181,100	204,900
大学卒(上級)	総合職 198,500 一般職 185,200	-	-	191,500	216,000

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年4月1日 現在	1	67	10.5	1			1	49	17.8	1		
	2	47	7.4	2	19	67.9	2	70	25.3	2	4	26.7
	3	121	19.0	3	6	21.4	3	49	17.8	3		
	4	153	24.0	4	3	10.7	4	62	22.5	4	11	73.3
	5	155	24.2				5	26	9.4			
	6	57	8.9				6	20	7.2			
	7	38	6.0				7					
	計	638	100	計	28	100	計	276	100	計	15	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年4月1日 現在	1			1			1			1	5	15.6
	2			2			2			2	11	34.4
	3			3			3			3	9	28.1
	4			4			4			4		
				5			5			5	5	15.6
				6			6			6	2	6.3
				7						7		
	計			計			計			計	32	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う 医師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行 う薬剤師、高 度な業務を行 う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和5年度	2.200	2.200	4.400	有	
国の制度	2.200	2.200	4.400	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和5年4月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.03	0.05	-	-	0.06	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年4月1日現在)	6.72	10.19	-	-	11.76	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支 出（見 込） 額		令和5年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
雨之森橋他長寿命化補修工事	180,500			令和5年度から 令和6年度まで	180,500	73,535	54,100		52,865
消防署所庁舎整備事業負担金	2,089,000			令和5年度から 令和6年度まで	2,089,000		2,029,000	60,000	0

令和5年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,005千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,132,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	21,005	21,006
	1 繰越金	1	21,005	21,006
歳入合計		11,111,000	21,005	11,132,005

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		98,682	21,005	119,687
	2 償還金及び還付加算金	10,090	21,005	31,095
歳出	合計	11,111,000	21,005	11,132,005

令和5年度長浜市国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）説明書

歳入

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	21,005	21,006
計	1	21,005	21,006

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	21,005	

歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
5 償還金	4	21,005	21,009				21,005
計	10,090	21,005	31,095				21,005

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金、利子 及び割引料	21,005	<input type="checkbox"/> 償還金	21,005

令和5年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ424,013千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,410,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		3,125,662	△3,388	3,122,274
	1 支払基金交付金	3,125,662	△3,388	3,122,274
8 繰入金		1,866,730	1,365	1,868,095
	1 他会計繰入金	1,853,500	1,365	1,854,865
9 繰越金		1,000	426,036	427,036
	1 繰越金	1,000	426,036	427,036
歳入	合計	11,986,000	424,013	12,410,013

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		70,046	424,013	494,059
	1 基金費	2,668	192,293	194,961
	3 償還金及び還付加算金	3,030	231,720	234,750
歳出	合計	11,986,000	424,013	12,410,013

令和5年度長浜市介護保険特別会計

補正予算（第1号）説明書

歳入

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費交付金	3,034,729	2,753	3,037,482
2 地域支援事業支援交付金	90,933	△6,141	84,792
計	3,125,662	△3,388	3,122,274

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	1,853,500	1,365	1,854,865
計	1,853,500	1,365	1,854,865

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	426,036	427,036
計	1,000	426,036	427,036

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分	2,753	
1 現年度分	△6,141	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 低所得者保険料軽減繰入金	1,365	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	426,036	

歳出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 基金費	2,668	192,293	194,961				192,293
計	2,668	192,293	194,961				192,293

(款) 6 諸支出金

(項) 3 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 償還金	0	231,720	231,720			△2,023	233,743
計	3,030	231,720	234,750			△2,023	233,743

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	192,293	<input type="checkbox"/> 介護保険財政調整基金積立金	192,293

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	231,720	<input type="checkbox"/> 過年度分精算返還金	231,720

令和4年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市病院事業会計決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市老人保健施設事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市老人保健施設事業会計決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和4年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、別紙のとおり監査委員の意見をつけて、令和4年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について

長浜市死者の情報の取扱いに関する条例を次のように制定する。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市死者の情報の取扱いに関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 死者情報の取扱い（第4条―第11条）
- 第3章 病院等管理者の死者情報の取扱い（第12条―第20条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第21条―第33条）
 - 第2節 訂正（第34条―第40条）
 - 第3節 利用停止（第41条―第46条）
 - 第4節 審査請求（第47条―第50条）
- 第5章 特定死者情報の特例（第51条・第52条）
- 第6章 雑則（第53条―第59条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、実施機関が保有する死者情報を保護し、その取扱いについて必要な事項を定めるとともに、遺族等の権利を明らかにすることにより、死者の尊厳の尊重及び遺族等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、地方公営企業の管理者及び議会をいう。

(2) 死者情報 死者に関する情報（当該情報が同時に生存する個人に関する情報である場合を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（死者識別符号を除く。）をいう。）により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）

イ 死者識別符号が含まれるもの

(3) 死者識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の死者の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の死者を識別することができるもの

イ 死者にその生前提供された役務の利用若しくは販売された商品の購入に関し割り当てられ、又は発行されたカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式に

より記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 保有死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (5) 特定死者情報 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む死者情報をいう。
- (6) 死者の情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録のうち、特定死者情報を含むものをいう。
- (7) 遺族等 死者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、死者の財産を相続した者並びに死者の死に起因して相続以外の原因により権利義務関係を承継した者をいう。
- (8) 本人 死者情報によって識別される特定の死者をいう。
- (9) 独立行政法人等 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。
- (10) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- (11) 死者情報データベース等 死者情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして規則で定めるものを除く。）をいう。
 - ア 特定の死者情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、特定の死者情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして規則で定めるもの
- (12) 死者情報取扱事業者 死者情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 国の機関
 - イ 地方公共団体
 - ウ 独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）
 - エ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）
- (13) 死者データ 死者情報データベース等を構成する死者情報をいう。

(14) 要配慮死者情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が規則で定める記述等が含まれる死者情報をいう。

(基本理念)

第3条 死者情報は、死者の尊厳が尊重され、遺族等の権利利益が侵害されないよう慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第2章 死者情報の取扱い

(保有の制限等)

第4条 実施機関（病院及び診療所（実施機関が設置する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者（以下「病院等管理者」という。）を除く。以下この章において同じ。）は、死者情報を保有するに当たり、又は保有しているときは、法令（条例を含む。以下同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、死者情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第5条 実施機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により死者情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第6条 実施機関は、偽りその他不正の手段により死者情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第7条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有死者情報が過去の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第8条 実施機関は、保有死者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有死者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める業務を行う場合における死者情報の取扱いについて準用する。

(1) 実施機関から死者情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 病院等管理者 病院及び診療所の業務のうち法令に基づき行う業務であって個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第19条第2項で定めるもの

(4) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を

含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務
(従事者の義務)

第9条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た死者情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- (1) 死者情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者
- (2) 前条第2項に定める業務に従事している者又は従事していた者
- (3) 実施機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条において同じ。）又は従事していた派遣労働者

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、遺族等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の生前の同意があるとき。
- (2) 実施機関が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有死者情報を内部で利用する場合であって、当該保有死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有死者情報を提供する場合において、保有死者情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る死者情報を利用し、かつ、当該死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有死者情報を提供するときその他保有死者情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有死者情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、死者の尊厳の尊重及び遺族等の権利利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、保有死者情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は職員に限るものとする。

(保有死者情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 実施機関は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有死者情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有死者情報の提供を受ける者に対し、提供に係る死者情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の死者情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第3章 病院等管理者の死者情報の取扱い

(利用目的の特定)

第12条 病院等管理者は、死者情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 病院等管理者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第13条 病院等管理者は、本人の生前の同意を得ていない場合は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、死者情報を取り扱ってはならない。

2 病院等管理者は、合併その他の事由により他の死者情報取扱事業者から事業を承継することに伴って死者情報を取得した場合は、承継前における当該死者情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該死者情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）に死者データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該死者データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該死者データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第14条 病院等管理者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により死者情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第15条 病院等管理者は、偽りその他不正の手段により死者情報を取得してはならない。

2 病院等管理者は、次に掲げる場合を除くほか、本人の生前の同意を得ていない場合は、要配慮死者情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 学術研究機関等から当該要配慮死者情報を取得する場合であって、当該要配慮死者情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮死者情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（病院等管理者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- (6) 当該要配慮死者情報が、生前の本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他規則で定める者により公開されている場合
- (7) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして規則で定める場合
(データ内容の正確性の確保等)

第16条 病院等管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、死者データを正確な内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該死者データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第17条 病院等管理者は、その取り扱う死者データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の死者データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第18条 病院等管理者は、その従業者に死者データを取り扱わせるに当たっては、当該死者データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第19条 病院等管理者は、死者データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された死者データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第20条 病院等管理者は、次に掲げる場合を除くほか、本人の生前の同意を得ていない場合は、死者データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該死者データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該死者データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 次に掲げる場合において、当該死者データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 病院等管理者が利用目的の達成に必要な範囲内において死者データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該死者データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って死者データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される死者データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される死者データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該死者データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所について、生前の本人に通知し、又は生前の本人が容易に知り得る状態に置いていたとき。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(保有死者情報の開示請求権)

第21条 特定の死者の遺族等は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該特定の死者に係る保有死者情報（当該遺族等の権利利益に関わるものに限る。以下この章において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 遺族等が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は遺族等の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、遺族等に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手續)

第22条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有死者情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有死者情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が開示請求に係る特定の死者の遺族等又はその代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有死者情報の開示義務)

第23条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有死者情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有死者情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第21条第2項の規定により代理人が遺族等に代わって開示請求をする場合にあつては、当該遺族等をいう。次号において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者及び開示請求に係る特定の死者（以下この条、次条第2項及び第30条第1項において「開示請求者等」という。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、個人識別符号（法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。次条において同じ。）若しくは死者識別符号が含まれるもの又は開示請求者等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政

法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(部分開示)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有死者情報に前条第2号の情報（開示請求者等以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者等以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等、個人識別符号及び死者識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者等以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
(裁量的開示)

第25条 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合であっても、死者の尊厳の尊重及び遺族等の権利利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有死者情報を開示することができる。
(保有死者情報の存否に関する情報)

第26条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(開示請求に対する措置)

第27条 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
2 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有死者情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(開示決定等の期限)

第28条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、第22条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(開示決定等の期限の特例)

第29条 開示請求に係る保有死者情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有死者情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施

機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有死者情報について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第30条 開示請求に係る保有死者情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者等以外の者（以下この条、第49条及び第50条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第27条第1項の決定（以下この条、次条及び第34条において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第23条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を第25条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第48条及び第49条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第31条 保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有死者情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有死者情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有死者情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第27条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第32条 実施機関は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有死者情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有死者情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る手数料等)

第33条 開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

2 第31条第1項の規定による写しの交付(開示される保有死者情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。)により保有死者情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用として長浜市手数料条例(平成18年長浜市条例第73号)に定める額を負担しなければならない。この場合において、当該写しの交付を保有死者情報が記録されている公文書の写しの送付により受ける者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項の保有死者情報の開示を受ける者が公文書の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該保有死者情報の開示を受ける者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該公文書の写しの交付又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第34条 特定の死者の遺族等は、当該特定の死者に係る保有死者情報(次に掲げるものに限る。第41条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有死者情報を保有する実施機関に対し、当該保有死者情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有死者情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報

(2) 開示決定に係る保有死者情報であつて、第32条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、遺族等に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有死者情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第35条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有死者情報の開示を受けた日その他当該保有死者情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が訂正請求に係る特定の死者の遺族等又はその代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有死者情報の訂正義務)

第36条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有死者情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有死者情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る保有死者情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有死者情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第38条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有死者情報の提供先への通知)

第40条 実施機関は、訂正決定に基づく保有死者情報の訂正の実施をした場合において、

必要があると認めるときは、当該保有死者情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第41条 特定の死者の遺族等は、当該特定の死者に係る保有死者情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有死者情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有死者情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取り扱われているとき、第6条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有死者情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有死者情報の提供の停止

2 代理人は、遺族等に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有死者情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第42条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有死者情報の開示を受けた日その他当該保有死者情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が利用停止請求に係る特定の死者の遺族等又はその代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有死者情報の利用停止義務)

第43条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における死者情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有死者情報の利用停止をすることにより、当該保有死者情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第44条 実施機関は、利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第45条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、第42条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第46条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審理員の指名の適用除外)

第47条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第48条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに長浜市情報公開・個人情報保護審査会（長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年長浜市条例第30号）の規定に基づき設置する長浜市情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下同じ。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容して、当該審査請求に係る保有死者情報を開示し、訂正し、又は利用停止する場合（当該保有死者情報の開示、訂正又は利用停止について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第49条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第50条 第30条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有死者情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 特定死者情報の特例

(特定死者情報についての特例)

第51条 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定死者情報（死者の情報提供等記録に記録された特定死者情報を除く。以下この条において同じ。）に関しては、第10条第2項第2号から第4号まで、第32条及び第41条第1項第2号の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	利用し、又は提供してはならない	利用してはならない
第10条第2項	利用し、又は提供する	利用する
第10条第2項第1号	本人の生前の同意があるとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の生前の同意があるとき
第41条第1項	第10条第1項及び	第51条第1項の規定により読み替えて適用す

項第1号	第2項の規定に違反して利用されているとき	る第10条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき
第41条第1項第2号	第10条第1項及び第2項	番号法第19条

- 2 病院等管理者が保有し、又は保有しようとする特定死者情報に関しては、第13条第3項第3号から第5号まで、第15条第2項及び第20条の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第1項	本人の生前の同意を得ていない場合は、前条	前条

（死者の情報提供等記録についての特例）

- 第52条 実施機関が保有し、又は保有しようとする死者の情報提供等記録に記録された特定死者情報に関しては、第10条第2項から第4項まで、第11条、第32条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	利用し、又は提供してはならない	利用してはならない

- 2 第4条から第8条第1項まで、第9条及び第10条第1項の規定は、病院等管理者が保有する死者の情報提供等記録に記録された特定死者情報について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	利用し、又は提供してはならない	利用してはならない

第6章 雑則

(適用除外等)

第53条 第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有死者情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

2 保有死者情報（長浜市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有死者情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

(適用の特例)

第54条 病院等管理者についての第41条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取り扱われているとき、第6条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第13条若しくは第14条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第15条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第2号中「第10条第1項及び第2項」とあるのは「第20条第1項」とする。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第55条 実施機関は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有死者情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(死者情報の取扱いに関する苦情処理)

第56条 実施機関は、死者情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(長浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第57条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、長浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他死者情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 第8条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における死者情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他死者情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合

(実施状況の公表)

第58条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第59条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(長浜市手数料条例の一部改正)

2 長浜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「CD-R」を「光ディスク」に改め、同表長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長浜市条例第29号）第7条第2項及び長浜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年長浜市条例第1号）第30条の規定による交付手数料の部の次に次のように加える。

長浜市死者の情報の取扱いに関する条例（令和5年長浜市条例第●●号）第33条第2項の規定による交付手数料	A3版までの用紙に白黒で複写又は印刷の場合、片面1枚につき	10円
	A3版までの用紙にカラーで複写又は印刷の場合、片面1枚につき	50円
	電磁的記録をその保存形式のまま複写する場合、光ディスク1枚につき	170円

(長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

3 長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 長浜市死者の情報の取扱いに関する条例（令和5年長浜市条例第●●号。以下「死者情報条例」という。）第48条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 死者情報（死者情報条例第2条第2号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項

第7条第1項に次の1号を加える。

(4) 死者情報条例第48条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関
第7条に次の1項を加える。

4 この章において「保有死者情報」とは、死者情報条例第28条第1項、第38条第1項又は第45条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有死者情報（死者情報条例第2条第4号に規定する保有死者情報をいう。）をいう。

第8条第1項中「公文書又は保有個人情報」を「公文書、保有個人情報又は保有死者情報」に改め、同条第3項中「保有個人情報」を「保有個人情報若しくは保有死者情報」に改める。

第11条中「公文書若しくは保有個人情報」を「公文書、保有個人情報若しくは保有死者情報」に改める。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）対応に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）対応に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）対応に伴う関係条例の整備に関する条例

（長浜市行政財産目的外使用料条例の一部改正）

第1条 長浜市行政財産目的外使用料条例（平成18年長浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「算定し」の次に「、次項及び第3項の規定を適用し」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除き、消費税及び地方消費税を含む。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定」を「別表第1又は別表第2に定めるところ」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により算定した額が消費税法第6条第1項の規定により非課税とされるものに該当しない場合は、当該額に消費税及び地方消費税相当額を別途加算し、10円未満の端数を切り捨てる。

同条第4項を削る。

（長浜市営駐車場条例の一部改正）

第2条 長浜市営駐車場条例（平成18年長浜市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第15条関係）

長浜市田村駅東駐車場

区分			駐車料金
普通自動車	1時間まで	全日	無料
	1時間を超え、2時間まで	土日祝日	420円
		その他の日	310円
	2時間を超えて、以降1時間当たり	土日祝日	210円
		その他の日	160円
1回当たり、当日24時まで	全日	2,100円	
普通自動二輪車（総排気量125cc以下）	1回当たり、当日24時まで	全日	160円
普通自動二輪車（総排気量125cc超）及び大型自動二輪車			260円

備考

- この表において「土日祝日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「全日」とは、すべての日をいう。
- この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市営駐輪場条例の一部改正)

第3条 長浜市営駐輪場条例(平成18年長浜市条例第81号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

駐車の種別		駐車料金
自転車	1日1回当たり	110円
	1か月当たり	2,100円
	3か月当たり	5,970円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 (125cc以下)	1日1回当たり	160円
	1か月当たり	2,930円
	3か月当たり	8,170円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市松の岩公園墓地条例の一部改正)

第4条 長浜市松の岩公園墓地条例(平成18年長浜市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,060円
6,120円
9,170円
12,230円

」

を

「

3,360円
6,730円
10,080円
13,450円

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表において定める管理料には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市地域総合センター条例の一部改正)

第5条 長浜市地域総合センター条例(平成18年長浜市条例第104号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 長浜地域総合センター使用料

区分	単位	使用料
学習室①	1 時間	2 0 0 円
学習室②		2 0 0 円
なつめの間		2 0 0 円
和室		2 0 0 円
体育室		5 1 0 円
音楽室		2 0 0 円
備考		
1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合はこれを1時間に切り上げるものとする。 2 第6条に規定する開館時間以外の時間に使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額を1時間当たりの使用料に加算する。 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。		

2 虎姫コミュニティセンター使用料

区分	単位	使用料
会議室	1 時間	2 0 0 円
教養娯楽室		2 0 0 円
講座室		2 0 0 円
料理教室		2 0 0 円
集会室		2 0 0 円
学習室A		2 0 0 円
学習室B		2 0 0 円
学習室C		2 0 0 円
備考		
1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合はこれを1時間に切り上げるものとする。 2 第6条に規定する開館時間以外の時間に使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額を1時間当たりの使用料に加算する。 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。		

3 木之本総合センター使用料

区分	単位	使用料
調理室	1 時間	2 0 0 円
相談室		2 0 0 円
教養娯楽室		2 0 0 円
会議室		2 0 0 円

多目的室		200円
備考		
1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合はこれを1時間に切り上げるものとする。		
2 第6条に規定する開館時間以外の時間に使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額を1時間当たりの使用料に加算する。		
3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。		

(長浜市福祉ステーション条例の一部改正)

第6条 長浜市福祉ステーション条例(平成18年長浜市条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第8条関係)

施設名	区分	単位	使用料
長浜東部高齢者福祉センター	教養娯楽室	1時間	300円
長浜西部高齢者福祉センター	さわやかルーム	1時間	200円
	ふれあいルーム		100円
長浜北部高齢者福祉センター	教養娯楽室	1時間	300円
湖北高齢者福祉センター	集会室	1時間	200円
	娯楽室		100円
	ふれあい交流室		300円
	和室		100円
	会議室		100円
	ゲートボール場(1面)		200円
湖北デイサービスセンター	多機能室	1時間	300円
	機能回復室		300円
	研修室		100円
高月高齢者福祉センター	会議室	1時間	200円
	団体共用準備室		200円
	多目的大集会室		410円
	調理実習室		410円
	教養娯楽室		200円
木之本高齢者福祉センター	会議室	1時間	100円
	研修室		100円
	調理実習室		200円
	介護実習室		300円

	多目的ホール		410円
余呉高齢者福祉センター	サークル室1	1時間	200円
	サークル室2		100円
	活動室		100円
備考			
1 使用料は1時間単位とし、使用時間が1時間未満の場合又は使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合はこれらを1時間に切り上げるものとする。			
2 第4条に規定する開館時間以外の時間に使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額を加算する。			
3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。			

(長浜市勤労者福祉施設条例の一部改正)

第7条 長浜市勤労者福祉施設条例(平成18年長浜市条例第128号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第8条関係)

1 長浜市勤労青少年ホーム使用料

区分	単位	使用料	備考
体育室	1時間	410円	個人利用の場合は1人1回100円
調理室		200円	
小会議室		100円	
会議室		200円	
大会議室(和室50畳)		410円	
研修室1		200円	
研修室2		200円	
和室(和室20畳)		200円	
講習室		200円	
陶芸室		200円	

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第3に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 営利目的として使用するときは、この表において定める使用料の倍額とする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2 長浜勤労者総合福祉センター使用料

区分	単位	使用料	備考
第1会議室	1時間	520円	
研修室		1,150円	
第2会議室		1,150円	
職業実習室		420円	
教養文化室	1時間 1室	310円	
多目的ホール (軽体育室)	1時間	1,890円	電動観覧席利用の場合
		1,150円	電動観覧席を利用しない場合

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第3に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 営利目的として使用するときは、この表において定める使用料の倍額とする。ただし、多目的ホールについては電動観覧席を利用する、しないにかかわらず、電動観覧席利用の場合の使用料の倍額とする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(慶雲館条例の一部改正)

第8条 慶雲館条例(平成18年長浜市条例第130号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

1 観覧料

(1) 通常観覧料

区分		観覧料
個人	一般	300円
	小学生・中学生	150円
団体(20人以上)	一般	240円
	小学生・中学生	120円

備考

- 1 市長は、旅行券契約を締結した旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)の規定により登録された業者をいう。以下同じ。)又はそれに準じると市長が認めた者が発行した旅行券を精算する場合は、当該支払額を割引することができる。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 盆梅展観覧料

区分		観覧料
個人	一般	1,000円

	小学生・中学生	500円
団体（15人以上）	一般	800円
	小学生・中学生	400円

備考

1 市長は、旅行券契約を締結した旅行者又はそれに準じると市長が認めた者が発行した旅行券を精算する場合は、当該支払額を割引することができる。

2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2 使用料

(1) 慶雲館本館

区分	単位	使用料
1階	1時間	9,900円
2階		5,800円
全館		15,510円

備考

1 特別展及びその準備の期間中は、使用することができない。

2 観覧者の妨げにならない範囲の使用に限るものとし、貸切はできない。

3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 慶雲館茶室

区分	単位	使用料
1棟	1時間	1,400円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(3) 梅の館

区分	単位	使用料
1階 展示室	1時間	3,700円
2階 会議室		1,000円
2階 研修室		700円
2階 展示室		2,800円
全館		8,000円

備考

1 1時間に満たない端数が生じる場合は、切り上げるものとする。

2 第5条に規定する使用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

3 入場料等の徴収の有無を問わず、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、この表において定める使用料の倍額とする。

4 展示等の会場として3日以上連続して使用する場合は3日目以後の使用料は、5割に相当する額とする。

5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜鉄道スクエア条例の一部改正)

第9条 長浜鉄道スクエア条例(平成18年長浜市条例第131号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

長浜鉄道スクエア

区分		入館料
個人	一般	300円
	小学生・中学生	150円
団体(20人以上)	一般	240円
	小学生・中学生	120円

備考

- 1 義務教育就学前の者は、無料とする。
- 2 市長は、旅行券契約を締結した旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)の規定により登録された業者をいう。)の発行した旅行券を精算する場合は、当該支払額を割引することができる。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市生活文化交流施設条例の一部改正)

第10条 長浜市生活文化交流施設条例(平成18年長浜市条例第137号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第8条関係)

施設名	区分	単位	使用料
養蚕の館	多目的ホール	1時間	410円
	研修室		200円
	和室		200円
虎姫時遊館	和室研修室	1時間	200円
	小研修室		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
- 4 展示会場として3日以上連続して使用する場合は、その使用料の5割に相当する額とする。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(浅井農村環境改善センター条例の一部改正)

第11条 浅井農村環境改善センター条例(平成18年長浜市条例第138号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

浅井農村環境改善センター使用料

区分		単位	使用料
集会室	入場料又はこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合
			長浜市、長浜市の行政委員会(以下「長浜市等」という。)及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合
			長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合
	入場料等を徴収する場合	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	
		その他の場合	
農事研修室	入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合
			長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合
			長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合
	入場料等を徴収する場合	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	
		その他の場合	
生活研修室(茶室)	入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合
			長浜市等及び指定管理者が主

		催又は共催する事業に使用する 場合		
		長浜市外に住所（団体又は法人 にあってはその所在地）を 有するものが使用する場合		200円
	入場料等を徴 収する場合	長浜市等及び指定管理者が主 催又は共催する事業に使用する 場合		100円
		その他の場合		200円
調理実習 室	入場料等を徴 収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人 にあってはその所在地）を 有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市等及び指定管理者が主 催又は共催する事業に使用する 場合		200円
		長浜市外に住所（団体又は法人 にあってはその所在地）を 有するものが使用する場合		610円
	入場料等を徴 収する場合	長浜市等及び指定管理者が主 催又は共催する事業に使用する 場合		200円
その他の場合		610円		
農産加工 実習室	入場料等を徴 収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人 にあってはその所在地）を 有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市等及び指定管理者が主 催又は共催する事業に使用する 場合		200円
		長浜市外に住所（団体又は法人 にあってはその所在地）を 有するものが使用する場合		610円
	入場料等を徴 収する場合	長浜市等及び指定管理者が主 催又は共催する事業に使用する 場合		200円
その他の場合		610円		
保冷庫			1時間	50円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 第5条に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 入場料等を徴収しない場合であっても、設置目的以外に営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市山村広場条例の一部改正)

第12条 長浜市山村広場条例(平成18年長浜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

長浜市山村広場使用料

区分		単位	使用料	
広場の使用料	入場料又はこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものを使用する場合	200円
			長浜市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)が乳幼児、児童又は生徒を対象に使用する場合	100円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	100円
			長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものを使用する場合	410円
	入場料等を徴収する場合	410円		
	長浜市、長浜市の行政委員会及び指定管理者が主催し、又は共催する事業に使用する場合		100円	
夜間照明設備の使用料		1時間	1,520円	

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合

は切り上げるものとする。

2 第3条に規定する開場時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(高山キャンプ場条例の一部改正)

第13条 高山キャンプ場条例(平成18年長浜市条例第145号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

高山キャンプ場使用料

区分	単位	利用料	摘要
施設利用料	1人	310円	オートキャンプ場及びバンガローの利用者を除く。
体験交流センター	1時間	410円	
森林環境学習センター	1時間	1,100円	
林間キャンプ場 (宿泊利用)	1区画	2,090円	当日14時から翌日11時まで
林間キャンプ場 (昼間利用)	1時間・区画	410円 (ただし、金額が2,090円を超える場合は2,090円とする。)	当日9時から当日16時まで
オートキャンプ場 (宿泊利用)	1区画	5,170円	当日14時から翌日11時まで
オートキャンプ場 (昼間利用)	1時間・区画	1,030円 (ただし、金額が5,170円を超える場合は5,170円とする。)	当日9時から当日16時まで
バンガロー(大)	1棟	27,280円 (8人まで)	当日14時から翌日11時まで
バンガロー(小)	1棟	13,640円 (4人まで)	当日14時から翌日11時まで
バンガロー [追加料金]	1人	1,760円	当日14時から翌日11時まで
シャワー利用料	1分	100円	
ファイヤーサーク	1回	5,230円	

ル			
---	--	--	--

備考

- 1 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 2 利用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする(シャワー利用料を除く。)

(長浜市漁港等管理条例の一部改正)

第14条 長浜市漁港等管理条例(平成18年長浜市条例第149号)の一部を次のように改正する。

別表の1 使用料及び利用料の表を次のように改める。

1 使用料及び利用料

施設の種類	区分	単位	金額
泊地 岸壁 浮棧橋 船揚場 物揚場	漁船法(昭和25年法律第178号)の規定に基づく登録を受けた漁船		無料
	その他の船舟	総トン数1トンにつき1日	50円
市漁港等施設用地	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)の規定に基づく組合(以下「組合」という。)による建築物その他これに類するものの設置		無料
	組合以外の者による占用物件その他これに類するものの設置	1平方メートルにつき1日	1円

備考

- 1 1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算する。
- 2 1件当たりの金額が100円未満であるときは、100円とする。
- 3 1平方メートル未満の端数又は1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算する。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市市営住宅条例の一部改正)

第15条 長浜市市営住宅条例(平成18年長浜市条例第158号)の一部を次のように改正する。

別表第3の備考を次のように改める。

備考

- 1 借上げによる共同施設として設置する駐車場の使用料は、2,000円を超えない範囲で、市長が別に定める。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市都市公園条例の一部改正)

第16条 長浜市都市公園条例(平成18年長浜市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「の許可を受けた者は、別表第4に掲げる額を、」に、「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第10条関係）

長浜市レクリエーション広場使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	930円
	長浜市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校が乳幼児、児童又は生徒を対象に使用する場合		470円
	長浜市内の保育園児、幼稚園児、小学生、中学生又は高校生で構成する団体が使用する場合		470円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		1,850円
入場料等を徴収する場合			9,270円
長浜市、長浜市の行政委員会及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		470円	
営利又は宣伝目的で使用する場合		1日	370,740円

備考

- 1 半面を使用するときは、それぞれ使用料の半額とする。
- 2 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 3 使用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

別表第3（第10条関係）

長浜市豊公園駐車場使用料

区分	単位（区分）	使用料
大型自動車（中型自動車及び準中型自動車を含む。）	1日（24時間以内）1回	2,000円
普通自動車	3時間が経過するまでに出場する場合	無料

	3時間が経過した後、4時間が経過するまでに出場する場合	400円
	4時間が経過した後、5時間が経過するまでに出場する場合	500円
	5時間が経過した後、6時間が経過するまでに出場する場合	600円
	6時間が経過した後、7時間が経過するまでに出場する場合	700円
	7時間が経過した後、8時間が経過するまでに出場する場合	800円
	8時間が経過した後、9時間が経過するまでに出場する場合	900円
	9時間が経過した後、24時間が経過するまでに出場する場合	1,000円
	24時間以上が経過した後で出場する場合	<p>駐車場に入場してからの時間が、24時間を経過するごとに1,000円を加算する。</p> <p>24で割り切れない余りの時間がある場合は、以下の金額を加算する。</p> <p>3時間以下は0円</p> <p>3時間を超え4時間以下は400円</p> <p>4時間を超え5時間以下は500円</p> <p>5時間を超え6時間以下は600円</p> <p>6時間を超え7時間以下は700円</p> <p>7時間を超え8時間以下</p>

		は800円 8時間を超え9時間以下は900円 9時間を超える場合は1,000円を加算する。
--	--	---

備考

- 1 駐車券を紛失した場合は、1日当たり3,000円とする。
- 2 この表において大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をいう。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

別表第4（第10条関係）

使用料

種類	区別	単位	金額	摘要
1 公園施設を設ける場合	1か月	占有面積 1平方メートル	1平方メートル当たり 評価額の4/100以上8/100以下に相当する額	
2 公園施設を管理する場合	1か月	占有面積 1平方メートル		
3 公園を占有する場合			電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）の別表第1に掲げる額	
(1) 電柱類・電柱支線類	1年	1本		
(2) 埋設管類	1年	長さ1メートル		
(3) 工事用資材置場、足場、板囲、詰所その他工作物	1か月	占有面積 1平方メートル		
(4) 標識、掲示板等（広告なし）	1年	1箇所		

備考 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く場合の使用料の額は、この表により算定した額に消費税及び地方消費

税相当額を別途加算し、10円未満の端数を切り捨てた額とする。この場合において、当該使用料の額には、消費税及び地方消費税を含む。

別表に次の1表を加える。

別表第5（第10条関係）

使用料

種類	区分	単位	金額	摘要
1 行商、募金、出店等 その他これに類する もの及び興業、展示会 集会等の行為で公園 を占有するもの	1日	占有面積 1平方メートル	20円	
2 業として写真を撮 影する場合	1日	写真機1台	100円	
3 業として映画を撮 影する場合	1日	1箇所	3,000円	

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(姉川コミュニティ防災センター条例の一部改正)

第17条 姉川コミュニティ防災センター条例(平成18年長浜市条例第169号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

施設名	単位	使用料
訓練及び体験研修室	1時間	610円
備考		
1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。		
2 第7条に規定する開館時間以外の場合、当該使用料の5割増しとする。		
3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。		

(長浜市民交流センター条例の一部改正)

第18条 長浜市民交流センター条例(平成18年長浜市条例第190号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分	単位	使用料
会議室	1時間	200円
集会室A		200円

集会室B		200円
創作室		100円
ゲートボール場		200円
研修室		200円
相談室		100円
和室A		100円
和室B		100円
茶室		100円
料理実習室		300円
講習室		100円
軽運動室		410円
ふれあいホール		710円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 第5条に規定する開館時間以外の場合、当該使用料の5割増しとする。
- 3 長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合は、この表において定める使用料の倍額とする。
- 4 展示会場として3日以上連続して使用する場合の3日目以降の使用料は、その使用料の5割に相当する額とする。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

（長浜市市民文化ホール条例の一部改正）

第19条 長浜市市民文化ホール条例（平成18年長浜市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

1 浅井文化ホール施設使用料

区分		単位	使用料
ホール	入場料又はこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円未満の場合	1時間	3,360円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		1,730円
	長浜市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）（以下		

		「保育園等」という。)が乳幼児、児童又は生徒(以下「乳幼児等」という。)を対象に使用する場合		
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		6,730円
	入場料等の最高額が1,000円以上の場合			6,730円
	長浜市、長浜市の行政委員会(以下「長浜市等」という。)及び指定管理者が主催し、又は共催する事業に使用する場合			1,730円
小ホール	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	810円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		410円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1,630円
	入場料等を徴収する場合			1,630円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			410円
調理実習室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するも		610円

		のが使用する場合		
	入場料等を徴収する場合			610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円
美術室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		610円
	入場料等を徴収する場合			610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 展示会、即売会その他営利を目的とするホワイエ、ギャラリーの使用料は、1時間当たり3,360円とする。
- 5 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等の最高額が1,000円以上の場合又は入場料等を徴収する場合とみなす。
- 6 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 7 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2 びわ文化学習センター使用料

区分			単位	使用料
視聴覚室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	200円

		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		410円
	入場料等を徴収する場合			410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円
サークル活動室（1室）	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	200円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		410円
	入場料等を徴収する場合			410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円
会議室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	200円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		410円
	入場料等を徴収する場合			410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する			100円

	事業に使用する場合			
リハーサル室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	410円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		810円
	入場料等を徴収する場合			810円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円未満の場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	2,450円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		1,230円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		4,890円
	入場料等の最高額が1,000円以上の場合			4,890円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			1,230円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 展示会、即売会その他営利を目的とするホワイエ、ギャラリーの使用料は、1時

間当たり2,450円とする。

5 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合又は入場料等の最高額が1,000円以上の場合とみなす。

6 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

7 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3 長浜文化芸術会館使用料

区分		単位	使用料	
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円未満の場合	1時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	3,360円
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	1,730円
			長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	6,730円
	入場料等の最高額が1,000円以上の場合			6,730円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			1,730円
和室	入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	200円
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	100円
			長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	410円
	入場料等を徴収する場合			410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円
練習室	入場料等を徴収し	1時間	長浜市内に住所（団体	200円

1	ない場合	又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合		
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合		410円
	入場料等を徴収する場合			410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円
練習室 2	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合		610円
	入場料等を徴収する場合			610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円
第1展示室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	610円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合		1,230円

		のが使用する場合		
	入場料等を徴収する場合			1, 230円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			300円
第2展示室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	2,040円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		1,020円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		4,080円
	入場料等を徴収する場合			4,080円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			1,020円
展示ロビー	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		610円
	入場料等を徴収する場合			610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円
学習・集会室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	1,020円
		長浜市内の保育園等が		510円

	乳幼児等を対象に使用する場合		
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		2, 040円
	入場料等を徴収する場合		2, 040円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		510円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 第1展示室、第2展示室又は展示ロビーを6日以上連続して使用する場合は6日目以降の使用料は、その使用料の5割に相当する額とする。ただし、入場料等を徴収する場合は、この限りでない。
- 5 学習・集会室を個人が使用する場合は、占用使用がない場合に限り午前8時30分から午後5時まで無料で使用することができる。
- 6 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等の最高額が1,000円以上の場合又は入場料等を徴収する場合とみなす。
- 7 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 8 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

4 虎姫文化ホール使用料

区分		単位	使用料
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円未満の場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合
			長浜市外に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合
	入場料等の最高額が1,000円以上の場合		

	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		1, 230円
--	-------------------------------	--	---------

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 展示会、即売会その他営利を目的とするロビーの使用料は、1時間当たり2, 450円とする。
- 5 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等の最高額が1, 000円以上の場合とみなす。
- 6 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 7 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

5 湖北文化ホール使用料

区分		単位	使用料	
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1, 000円未満の場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1, 520円
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	810円
			長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	3, 050円
	入場料等の最高額が1, 000円以上の場合		3, 050円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		810円	

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 展示会、即売会その他営利を目的とするロビーの使用料は、1時間当たり1, 520円とする。

5 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等の最高額が1,000円以上の場合とみなす。

6 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

7 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

6 木之本スティックホール使用料

区分			単位	使用料
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の最高額が1,000円未満の場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	2,450円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		1,230円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		4,890円
	入場料等の最高額が1,000円以上の場合	4,890円		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	1,230円		
多目的室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	510円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1,020円
	入場料等を徴収する場合	1,020円		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	300円		
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		610円

	入場料等を徴収する場合			610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円
会議室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	200円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		410円
	入場料等を徴収する場合			410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円
和室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	200円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		410円
	入場料等を徴収する場合			410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円
研修室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	200円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		410円
	入場料等を徴収する場合			410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円

調理実習室	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		610円
	入場料等を徴収する場合	610円		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	200円		

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 ホールを舞台練習等のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 音響若しくは照明の派遣要員及びピアノの調律を希望する場合又は特別な消耗品を必要とする場合は、実費相当額を徴収する。
- 4 展示会、即売会その他営利を目的とするロビーの使用料は、1時間当たり2,450円とする。
- 5 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等の最高額が1,000円以上の場合又は入場料等を徴収する場合とみなす。
- 6 第4条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 7 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市長浜城歴史博物館条例の一部改正)

第20条 長浜市長浜城歴史博物館条例(平成18年長浜市条例第196号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第7条関係)

入館料

区分		金額(1人につき)
個人	一般	410円
	小学生・中学生	200円
団体(20人以上)	一般	330円
	小学生・中学生	160円

備考

- 1 義務教育就学前の者は、無料とする。

2 市長は、旅行券契約を締結した旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定により登録された業者をいう。）の発行した旅行券を精算する場合は、12パーセントを限度として当該支払額を割引することができる。

3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

別表第2（第8条関係）

特別利用料

区分		単位	金額
熟覧		1点	100円
原版使用		1点	2,040円
撮影	モノクローム	1コマ	1,020円
	カラー	1コマ	2,040円
館外貸出し		1点	3,300円以下の範囲内で市長がその都度定める額

備考

1 学術研究用途、営利を目的としない啓発用途等を目的とする場合で、市長が必要と認めるときは、無料とする。

2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

別表第3（第9条関係）

研修室等使用料

区分	単位	使用料
1階研修室	1時間	410円
4階茶室		510円

備考

1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

2 第3条に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

（長浜市歴史民俗資料館条例の一部改正）

第21条 長浜市歴史民俗資料館条例（平成18年長浜市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

施設名	区分	入館料（1人1回につき）	
		個人	団体（20人以上）
浅井歴史民俗資料館	一般	300円	250円
	小学生・中学生	150円	130円
高月観音の里歴史民	一般	300円	250円

俗資料館	小学生・中学生	150円	130円
------	---------	------	------

備考

- 1 義務教育就学前の者は、無料とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市郷土資料館条例の一部改正)

第22条 長浜市郷土資料館条例(平成18年長浜市条例第199号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第8条関係)

施設名	種類	単位	料金	
小谷城戦国歴史資料館	入館料	一般(一人当たり)	個人	300円
			団体	250円
		小学生・中学生(一人当たり)	個人	150円
			団体	130円
東アジア交流ハウス雨森芳洲庵	入館料	一般(一人当たり)	個人	300円
			団体	250円
		小学生・中学生(一人当たり)	個人	150円
			団体	130円
	茶室使用料	1時間	510円	
	研修室使用料	1時間	1,020円	
北淡海・丸子船の館	入館料	一般(一人当たり)	個人	300円
			団体	250円
		小学生・中学生(一人当たり)	個人	150円
			団体	130円

備考

- 1 義務教育就学前の者は、無料とする。
- 2 この表において、「団体」とは20人以上をいう。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市民スポーツ施設条例の一部改正)

第23条 長浜市民スポーツ施設条例(平成18年長浜市条例第204号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第9条関係)

- 1 長浜市多目的競技場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料	
市民競技場	入場料又はこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,020円
			長浜市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校(以下「保育園等」という。)が乳幼児、児童又は生徒(以下「乳幼児等」という。)を対象に使用する場合	510円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	510円
			長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,520円
			長浜市外に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合	2,040円
	入場料等を徴収する場合	10,180円		
	長浜市、長浜市の行政委員会(以下「長浜市等」という。)及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	510円		
ゲートボール場	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	200円	
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象		100円	

	に使用する場合			
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合			410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円
ソフトボール場	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	300円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
		長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		510円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		610円
	入場料等を徴収する場合	610円		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	200円		

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 市民競技場及びゲートボール場の個人使用は、無料とする。
- 3 準備又は後始末のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とす

る。

- 4 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 5 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 6 照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 7 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
市民競技場	1時間	4,580円
ソフトボール場		1,520円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2 虎姫運動広場運動場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	410円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		810円
入場料等を徴収する場合			810円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

る。

4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	3,050円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3 山本山運動広場運動場

区分			単位	使用料
運動場全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	920円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		510円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		510円
		長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,430円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1,830円
	入場料等を徴収する場合	1,830円		
運動場全面	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		1時間	510円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合			510円
運動場半面	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象		1時間	300円

	に使用する場合		
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		810円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		1,020円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
 - 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
 - 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
 - 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 4 高月運動広場運動場
- (1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	410円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		810円
入場料等を徴収する場合			810円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使			200円

用する場合		
-------	--	--

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	3,050円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

5 削除

6 西浅井運動広場運動場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	410円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		810円
入場料等を徴収する場合			810円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的

をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。

3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	3,050円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

7 長浜球場

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	810円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		410円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		410円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,230円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1,630円
入場料等を徴収する場合			1,630円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			410円

備考

1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。

3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

全灯照明	1時間	3,050円
------	-----	--------

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

8 長浜市民庭球場

(1) 施設使用料

区分			単位	使用料
コート1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	710円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		410円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		410円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1,430円
	入場料等を徴収する場合			1,430円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			410円
練習コート	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	200円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共			100円

	催する事業に使用する場合		
--	--------------	--	--

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
コート1面	1時間	510円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

9 虎姫運動広場テニスコート

(1) 施設使用料

区分			単位	使用料
コート1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	100円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		200円
	入場料等を徴収する場合			200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。

3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	510円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

10 高月運動広場テニスコート

(1) 施設使用料

区分			単位	使用料
コート1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	100円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		200円
	入場料等を徴収する場合			200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円

備考

1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。

3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。

4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	510円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

1 1 西浅井運動広場テニスコート

(1) 施設使用料

区分			単位	使用料
コート1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	100円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合		200円
	入場料等を徴収する場合			200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	510円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

1 2 西浅井運動広場グラウンドゴルフ場

区分	単位	使用料
長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	200円

長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		410円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

1.3 あじさいホール

(1) 施設使用料

区分	単位	使用料
長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	1時間	410円
長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		810円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

1.4 余呉屋内グラウンド

区分	単位	使用料
入場料等を徴収しない場合 長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	410円
長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象		200円

	に使用する場合		
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		810円
	入場料等を徴収する場合		810円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

15 西浅井いきいきホール

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	410円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		810円
入場料等を徴収する場合			810円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に			200円

使用する場合		
--------	--	--

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

16 長浜市民プール

区分	単位	使用料
大人	1人1回	510円
中学生以下		300円
3歳未満の乳幼児		無料
付添人（遊泳しない者）		無料

備考

- 1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

17 長浜市民体育館

(1) 貸切り使用料

区分	単位	使用料
アリーナ全面 入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合 1,520円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合 810円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合 810円
		長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の 2,340円

		催物に使用する場合		
		長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		3,050円
		入場料等を徴収する場合		15,270円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		810円
アリーナ半面		長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	810円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		410円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		410円
		長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,230円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		1,630円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		410円
トレーニング室		長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	300円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		610円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
卓球場		長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	410円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円

	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		810円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
柔道、剣道場	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	410円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		810円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
多目的室	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	300円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
会議室	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 準備又は後始末のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 4 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 5 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
全館	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

18 浅井体育館

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料
アリーナ全面	入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合
			長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合
			長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所

		在地) を有するものが使用する場合		
		入場料等を徴収する場合		2, 040円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		510円
アリーナ半面		長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	510円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
		長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		810円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		1, 020円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
 - 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 19 削除
- 20 虎姫運動広場体育館
- (1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	1 時間	長浜市内に住所（団体又 は法人にあつてはその所 在地）を有するものがア マチュアスポーツに使用 する場合	8 1 0 円
			長浜市内の保育園等が乳 幼児等を対象に使用する 場合	4 1 0 円
			長浜市内のスポーツ少年 団が少年団員を対象に使用 する場合	4 1 0 円
			長浜市内に住所（団体又 は法人にあつてはその所 在地）を有するものがア マチュアスポーツ以外の 催物に使用する場合	1, 2 3 0 円
			長浜市外に住所（団体又 は法人にあつてはその所 在地）を有するものが使用 する場合	1, 6 3 0 円
	入場料等を徴収する場合	1, 6 3 0 円		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		4 1 0 円	
アリーナ半 面	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	4 1 0 円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	2 0 0 円
			長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	2 0 0 円
			長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	6 1 0 円
			長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	8 1 0 円
			長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	2 0 0 円

	る事業に使用する場合		
--	------------	--	--

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.1 山本山運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	810円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		410円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		410円
		長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,230円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使		1,630円

		用する場合		
		入場料等を徴収する場合		1,630円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		410円
アリーナ半面	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		1時間	410円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合			200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			200円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合			610円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合			810円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円
フィットネスルーム	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		1時間	300円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合			200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			200円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合			610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円
和室	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		1時間	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合			100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合			200円

	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円
研修室	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.2 湖北体育館

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料
アリーナ全面	入場料等を徴収しない場合	1時間	1,020円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		510円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する		

		場合		
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		510円
		長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,520円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		2,040円
		入場料等を徴収する場合		2,040円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		510円
アリーナ半面	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		1時間	510円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合			300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			300円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合			810円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合			1,020円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			300円
卓球場	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		1時間	200円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合			100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			100円

	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円
会議室 1階	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円
会議室 2階	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 2.3 高月運動広場体育館
 - (1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	1 時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,020円
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	510円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	510円
			長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,520円
			長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	2,040円
	入場料等を徴収する場合		2,040円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		510円	
アリーナ半 面	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	510円	
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円	
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアス		810円	

	ポーツ以外の催物に使用する場合		
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		1,020円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
柔道室	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円
卓球室	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2.4 削除

2.5 削除

2.6 西浅井運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	1時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1,020円
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	510円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	510円
			長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,520円
			長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	2,040円
	入場料等を徴収する場合	2,040円		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	510円		
アリーナ半 面	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	510円	
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対		300円	

	象に使用する場合		
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		810円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		1,020円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
デジタルーム	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	300円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
多目的ホール	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
全館	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

27 長浜市民弓道場

(1) 個人使用料

使用区分	単位	使用料
午前9時から正午まで	1人当たり	200円
正午から午後5時まで		300円
午後5時から午後9時まで		410円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 貸切り使用料

使用区分	使用料
午前9時から正午まで	2,040円
正午から午後5時まで	3,050円
午後5時から午後9時まで	4,080円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

28 長浜市武徳殿

区分	単位	使用料	
柔道場	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	100円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	100円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	200円
		長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	100円
剣道場	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合	100円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を	100円

	対象に使用する場合		
	長浜市外に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものが使用する場合		200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

29 長浜屋外運動場照明施設(西中)

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	1,520円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

30 びわ屋外運動場照明施設(びわ南小)

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	1,520円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

31 削除

32 浅井ふれあいグラウンド

(1) 貸切り使用料

区分	単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所(団体又は法人にあってはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合

	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		1,020円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		3,050円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		4,080円
	入場料等を徴収する場合		20,370円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		1,020円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 準備又は後始末のために使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額とする。
- 3 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 4 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 5 照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	4,580円
2/3照明		3,050円
1/3照明		1,520円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(3) 個人使用料

区分	単位	使用料
大人	1人1回	300円
高校生以下		200円

備考

- 1 個人使用の場合は、昼間のみとし、陸上競技及び球技に限る。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3.3 浅井球場

(1) 施設使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	2, 0 4 0 円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		1, 0 2 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		1, 0 2 0 円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		3, 0 5 0 円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		4, 0 8 0 円
入場料等を徴収する場合			4, 0 8 0 円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		1, 0 2 0 円	

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときには、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1 時間	3, 0 5 0 円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3 4 浅井文化スポーツ公園テニスコート

(1) 施設使用料

区分		単位	使用料
コート1面	入場料等を徴収しない場合	1 時間	7 1 0 円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		4 1 0 円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する		

	場合	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	410円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1,430円
		入場料等を徴収する場合	1,430円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	410円	
練習コート	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		410円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
コート1面	1時間	510円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

35 長浜市浅井B&G海洋センタープール

区分	単位	使用料	
		昼間	夜間
大人	1人1回	300円	300円

中学生以下		100円	100円
3歳未満の乳幼児		無料	無料
付添人（遊泳しない者）		無料	無料

備考

- 1 昼間とは午前9時から午後6時まで、夜間とは午後6時から午後9時までとする。
 - 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するときは、当該使用料の5割に相当する額とする。
 - 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 36 長浜浅井B&G海洋センター体育館
- (1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料	
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	1時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	810円
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	410円
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合	410円
			長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合	1,230円
			長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1,630円
	入場料等を徴収する場合		1,630円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		410円	
アリーナ半 面	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアス	1時間	410円	

	ポーツに使用する場合		
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		810円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
トレーニンググループ	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	510円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		1,020円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
ミーティンググループ	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的

をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。

- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3.7 野外ステージ

区分	単位	使用料	
入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	510円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	300円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合	1,020円
入場料等を徴収する場合		1,020円	
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円	

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3.8 木之本グラウンド

(1) 施設使用料

区分	単位	使用料	
入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	410円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合	200円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対	200円

	象に使用する場合		
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		810円
	入場料等を徴収する場合		810円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯施設、照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
全灯照明	1時間	3,050円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

39 長浜伊香ツインアリーナ

(1) 貸切り使用料

区分		単位	使用料
アリーナA 全面	入場料等を徴収しない場合	1時間	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合
			長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合
			長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合

		長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		3,050円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		4,080円
	入場料等を徴収する場合			20,370円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			1,020円
アリーナA 半面	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		1時間	1,020円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合			510円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			510円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合			1,520円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合			2,040円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			510円
アリーナB 全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	1,020円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		510円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		510円

		長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1, 520円
		長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		2, 040円
	入場料等を徴収する場合			10, 180円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			510円
アリーナB 半面	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		1時間	510円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合			300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			300円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合			810円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合			1, 020円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			300円
多目的室A	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		1時間	300円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合			200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			200円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合			610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円

多目的室B	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	300円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		610円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
会議室	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合	1時間	100円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合		200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するとき、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 3 別表第2に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 附帯施設、附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
トレーニング室	1人1回	510円
全館（トレーニング室以外）		100円

備考

- 1 1回の利用につき2時間を限度とする。
 - 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- (長浜市コミュニティバス使用料条例の一部改正)

第24条 長浜市コミュニティバス使用料条例（平成21長浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 第1項で定める使用料には消費税及び地方消費税を含む。

（長浜市地域活性化施設条例の一部改正）

第25条 長浜市地域活性化施設条例（平成21年長浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 大見いこいの広場使用料

施設	利用区分	単位	使用料	
コテージ	洋室	宿泊	1室1泊	10,470円
		宿泊以外	1室2時間	5,230円
	和室	宿泊	1室1泊	10,470円
		宿泊以外	1室2時間	5,230円
	入浴（宿泊の場合を除く。）		1人1回	520円
ヴィラ	宿泊	1室1泊	26,190円	
	宿泊以外	1室2時間	13,090円	
テニスコート	照明なし	1面1時間	830円	
	照明使用	1面1時間	1,890円	
バーベキューテラス		1コーナー 2時間	2,610円	
オートキャンプ場	宿泊	1区画1泊	10,470円	
	宿泊以外	1区画1日	8,380円	
屋内グラウンド	照明なし	1時間	520円	
	照明使用	1時間	1,100円	
センターハウス内休憩室（和室）		1時間	520円	
キャンプ場	テント1張り	1日	1,100円	
野外ステージ		2時間	1,100円	
シャワールーム		1時間	300円	

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

2 ウッディパル余呉使用料

(1) スポーツ・レクリエーション施設使用料

施設	利用区分	単位	使用料
パットゴルフ場	大人	1回	1,570円

	小人	18ホール	1,260円
	団体		大人 1,260円
			小人 1,050円
フィールドアスレチック	個人	1人1回	830円
	団体		520円
多目的遊技場（全面）照明なし		1時間	300円
多目的遊技場（全面）照明使用		1時間	1,890円

備考

- 1 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 2 小人とは、中学校就学前の児童及び幼児をいう。
- 3 団体とは、20人以上をいう。

(2) 赤子山スキー場リフト施設使用料

区分	単位	使用料
リフト乗車	1回券	260円
	11回券	2,610円
	1日券	4,190円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(3) 宿泊研修館使用料

施設	単位	使用料
大研修室	1時間	3,140円
小研修室		790円
会議室		790円
談話室		790円
和室		790円
調理実習室		3,140円
浴室	1人1回	520円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(4) コテージ使用料

施設	利用区分		単位	使用料
コテージ	大 (バス付)	宿泊	1棟1泊	47,140円
		宿泊以外	1棟1時間	3,140円
	小 (バス付)	宿泊	1棟1泊	25,140円
		宿泊以外	1棟1時間	3,140円
テニスコート	照明なし		1面1時間	1,570円

	照明使用		3, 140円
テントサイト	テント1張り	1日	3, 140円
浴室・シャワールーム		1人1回	520円
木工施設		1人	1, 040円
駐車場	大型車	1台1回	4, 710円
	中型車		3, 140円
	上記以外		1, 570円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3 きのもと交遊館使用料

区分	単位	使用料
学習室	1時間	520円
資料閲覧室		520円
ホール		1, 050円

備考

- 1 行商・興業等の施設の設置目的以外の目的で使用する場合は、当該使用料の2倍の額の使用料とする。
- 2 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 3 第6条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(高月きたひら公園墓地条例の一部改正)

第26条 高月きたひら公園墓地条例（平成21年長浜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表管理料の項を次のように改める。

管理料	1年	2, 040円
-----	----	---------

別表備考を次のように改める。

備考 この表において定める管理料には消費税及び地方消費税を含む。

(湖北野鳥センター条例の一部改正)

第27条 湖北野鳥センター条例（平成21年長浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	入館料	
個人	一般	200円
	小学生・中学生	100円
団体（20人以上）	一般	160円

	小学生・中学生	80円
--	---------	-----

備考

- 1 義務教育就学前の者は、無料とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(湖北みずどりステーション条例の一部改正)

第28条 湖北みずどりステーション条例(平成21年長浜市条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分	単位	使用料
交流室	1時間	1,020円
地域特産物販売所	販売代金	販売代金の30%以内で、市長が定める額
農林水産物販売所		
レストラン		
地域情報室		

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(妙理の里条例の一部改正)

第29条 妙理の里条例(平成21年長浜市条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分	単位	使用料	
釣り堀	1人1回	1,330円	
バーベキューハウス		一般	610円
		小学生・中学生	300円

備考

- 1 義務教育就学前の者は、無料とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(長浜市駅利用促進施設条例の一部改正)

第30条 長浜市駅利用促進施設条例(平成21年長浜市条例第84号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

長浜市駅利用促進施設使用料

施設の名称	単位	使用料
虎姫駅前多目的広場	1時間	200円
高月駅コミュニティセンターのうち、ギャラリー	1日	3,050円

備考

1 上記の施設ごとに定める単位未満の端数が生じるときは、当該定める単位に切り上げるものとする。

2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

別表第2（第17条関係）

長浜市駅利用促進施設占用料

占用の方法	単位	占用料
業として写真又は映画その他これらに類する撮影を行う場合	1件につき1日	5,090円
展示会その他これに類する催しを行う場合。ただし、第6条の規定により使用許可を受けた場合を除く。	占用面積1平方メートルにつき1日	100円
はり紙、はり札その他広告物を表示する場合	表示面積1平方メートルにつき1日	100円
工作物、物件又は施設を設けて占用する場合	占用面積1平方メートルにつき1日	100円

備考

1 占用面積若しくは表示面積が1平方メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げる。

2 占用期間が1日未満であるときも1日とする。

3 電話料金、光熱水費は、その実費を別途徴収する。

4 占用の方法に該当しない場合については、長浜市行政財産目的外使用料条例（平成18年長浜市条例第74号）の規定を適用する。

5 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

（長浜市多文化共生・国際文化交流ハウス条例の一部改正）

第31条 長浜市多文化共生・国際文化交流ハウス条例（平成25年長浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分		単位	使用料
洋室	宿泊	1泊1人	4,190円
和室（8畳）	宿泊	1泊1人	3,670円
	宿泊以外	1時間1室	410円
和室（6畳）	宿泊	1泊1人	3,670円
	宿泊以外	1時間1室	300円
和室はなれ	宿泊	1泊1人	3,670円
	宿泊以外	1時間1室	520円
会議室I	宿泊以外	1時間1室	730円

会議室Ⅱ	宿泊以外	1時間1室	470円
多目的室	宿泊以外	1時間1室	520円
厨房	宿泊以外	1時間1室	300円

備考

- 1 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 2 宿泊の場合
 - (1) 1室につき、洋室は2人、和室（8畳）は4人、和室（6畳）は3人、和室はなれば7人を原則とするが、1人で使用する場合は、1泊ごとに550円を加算徴収する。
 - (2) 第5条に規定する利用時間以外の利用の場合は、1人1時間ごとに330円を加算徴収する。
 - (3) 長浜市及び長浜市の行政委員会が主催又は共催する事業に使用する場合は、この表に定める使用料の半額とする。
- 3 宿泊以外の場合
 - (1) 使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
 - (2) 第5条に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
 - (3) 長浜市及び長浜市の行政委員会が主催又は共催する事業に使用する場合は、この表に定める使用料の半額とする。
 - (4) 市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
 - (5) 展示会場として3日以上連続して使用する場合は3日目以降の使用料は、その使用料の5割に相当する額とする。

（長浜市市民まちづくりセンター条例の一部改正）

第32条 長浜市市民まちづくりセンター条例（平成28年長浜市条例第34号）の一部を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

名称	区分	使用料
		（1時間当たり）
長浜まちづくりセンター	多目的ホールA	300円
	多目的ホールB	300円
	会議室1A	100円
	会議室1B	200円
	会議室1C	200円
	会議室2A	100円
	会議室2B	100円
	会議室2C	100円
	和室	200円

	工作室	200円
	音楽室	100円
	音楽演劇活動室	200円
	調理室	300円
神照まちづくりセンター	多目的ホール（全面）	710円
	多目的ホール（半面）	410円
	小会議室	100円
	中会議室	100円
	会議室A	200円
	会議室B	200円
	芸能室	200円
	相談室	100円
	和室	100円
	調理室	300円
	工作室	200円
南郷里まちづくりセンター	多目的ホール（全面）	710円
	多目的ホール（半面）	410円
	会議室A	200円
	会議室B	100円
	学習室1	100円
	学習室2	100円
	相談室	100円
	和室	100円
	調理室	300円
	工作室	200円
北郷里まちづくりセンター	多目的ホールA	300円
	多目的ホールB	200円
	会議室A	200円
	会議室B	100円
	音楽室	100円
	相談室	100円
	調理室	300円
	工作室	200円
	和室	100円
西黒田まちづくりセンター	ホール	410円
	会議室（全面）	200円
	会議室（半面）	100円
	研修室	100円

	和室	100円
	調理室	300円
	工作室	100円
神田まちづくりセンター	学習室	100円
	会議室	100円
	和室	100円
	集会室（全面）	300円
	集会室（半面）	200円
	調理室	300円
	講堂	300円
	講堂和室	100円
六荘まちづくりセンター	多目的ホール	710円
	会議室A	100円
	会議室B	100円
	学習室	100円
	和室大	300円
	和室中	200円
	和室小	100円
	茶室	100円
	調理実習室	300円
	工作室	100円
湯田まちづくりセンター	集会室	300円
	会議室1階	100円
	会議室2階	200円
	大和室	200円
	小和室	100円
	中和室	100円
	調理実習室	300円
田根まちづくりセンター	ホール	200円
	研修室	100円
	作法室	100円
	会議室	100円
	調理室	300円
	多目的研修室	200円
	トレーニングルーム	200円
下草野まちづくりセンター	会議室（全面）	200円
	会議室（半面）	100円
	集会室	200円

	研修室	100円
	和室	100円
	厨房兼食堂	300円
七尾まちづくりセンター	創作活動ルーム	100円
	研修室	200円
	セミナールーム	410円
	和室	200円
	食彩実習室	300円
上草野まちづくりセンター	体育室	300円
	会議室1	200円
	会議室2	100円
	和室	100円
	集会室	200円
	茶室	100円
	調理室	300円
びわまちづくりセンター	多目的ホール	410円
	会議室1	100円
	会議室2	200円
	研修室(全面)	300円
	研修室(半面)	200円
	和室1	100円
	和室2	100円
	和室2階(全面)	200円
	和室2階(半面)	100円
	調理実習室	300円
	工作室	100円
	サロン室	200円
虎姫まちづくりセンター	多目的ホール	410円
	大会議室	200円
	小会議室1	100円
	小会議室2	100円
	中会議室1	100円
	中会議室2	100円
	和室	100円
	工作室	100円
	芸能室	100円
	調理室	300円
湖北まちづくりセンター	小会議室	200円

	クラブボックス 1	1 0 0 円
	クラブボックス 2	1 0 0 円
	クラブボックス 3	1 0 0 円
	和室	2 0 0 円
	厨房	3 0 0 円
	工房	2 0 0 円
	楽房	3 0 0 円
高月まちづくりセンター	多目的ホール	7 1 0 円
	研修室 1	3 0 0 円
	研修室 2	2 0 0 円
	研修室 3	1 0 0 円
	芸能室	2 0 0 円
	和室 1	1 0 0 円
	和室 2	1 0 0 円
	会議室 1	1 0 0 円
	会議室 2	1 0 0 円
	調理実習室	3 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	実習室	2 0 0 円
木之本まちづくりセンター	集会室	3 0 0 円
	老人室	1 0 0 円
	消費生活実習室	2 0 0 円
	第 1 研修室	2 0 0 円
	第 2 研修室	2 0 0 円
	和室	2 0 0 円
	伝統文化芸能保存活動センター	2 0 0 円
余呉まちづくりセンター	多目的ホール	3 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	中会議室	1 0 0 円
	大会議室	2 0 0 円
	和室	1 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	ミーティング室	1 0 0 円
	調理室	3 0 0 円
西浅井まちづくりセンター	大ホール	7 1 0 円
	小ホール	2 0 0 円
	視聴覚室	2 0 0 円

	研修室 A	200円
	研修室 B	200円
	会議室 1	100円
	会議室 2	100円
	多目的集会室（全面）	410円
	多目的集会室（半面）	200円
	和室	200円
	調理実習室	300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 第5条に規定する開館時間以外の使用の場合は、この表に定める使用料の5割増しに相当する額とする。
- 3 長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
- 4 展示会場として3日以上連続して使用する場合は3日目以後の使用料は、この表に定める使用料の5割に相当する額とする。
- 5 営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
- 6 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

（長浜市地域福祉センター条例の一部改正）

第33条 長浜市地域福祉センター条例(平成30年長浜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分	単位	使用料
会議室	1時間	100円

備考

- 1 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。
- 2 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 3 第5条第1項の開館時間（同条第3項又は第16条第2項の規定により開館時間を変更したときは、当該変更後の開館時間）以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 4 長浜市外に住所（団体又は法人にあっては、その所在地）を有するものが使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
- 5 営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。

（長浜市ながはま文化福祉プラザ条例の一部改正）

第34条 長浜市ながはま文化福祉プラザ条例（令和元年長浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考を次のように改める

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

区分	区別	使用料
駐車場	15分が経過した後、1時間が経過するまでに出場する場合	100円
	1時間が経過した後、以降9時間が経過するまでに出場する場合、1時間ごとにつき	100円
	9時間が経過した後、以降24時間が経過するまでに出場する場合	1,000円
	24時間以上が経過した後に出場する場合	駐車場に入場してからの時間が24時間を経過するごとに1,000円を加算する。 24で割り切れない余りの時間がある場合は、以下の金額を加算する。 1時間以下 100円 1時間が経過した後、以降9時間が経過するまでに出場する場合、1時間ごとにつき 100円 9時間を超える場合 1,000円

備考

- 1 プラザ（駐車場のみの使用を除く。）を使用する者は、この表の規定にかかわらず、使用料を免除する。
- 2 駐車券を紛失した場合は、1日当たり3,000円とする。
- 3 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

（史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例の一部改正）

第35条 史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例（令和3年長浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

観覧料 (1人につき)	区分	個人	団体(20人以上)
	大人(高校生以上)	300円	250円
	小学生・中学生	150円	130円

備考

- 1 義務教育就学前の者は、無料とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表南浜地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

長浜市道路占用料徴収条例の一部改正について

長浜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長浜市道路占用料徴収条例（平成18年長浜市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360

	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	870
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	850
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	18
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		26
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		38
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		51
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		77
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		100
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		180
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		260
	外径が 1 メートル以上のもの		510
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	850
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの	A に 0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路		430
	地下に設ける通路		260
	その他のもの		850
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	9
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	87

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額

	けるもの	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持

- する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
 - 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
 - 6 Aとは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路付属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
 - 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
 - 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用許可の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。
 - 9 占用料の額の算定期間は、占用許可の期間とする。
 - 10 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とし、100円を超える場合であって1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額を当該占用料の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までにした許可に係る占用料(占用許可の期間が令和6年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和6年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

長浜市宿泊観光施設条例の一部改正について

長浜市宿泊観光施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市宿泊観光施設条例の一部を改正する条例

長浜市宿泊観光施設条例（平成21年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。
第2条の表つづらお荘の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

己高庵使用料

施設	区分		単位	使用料
本館	洋室	宿泊	1人1室1泊	26,290円
		宿泊以外	1室1時間	7,920円
	和室	宿泊	1人1室1泊	36,740円
		宿泊以外	1室1時間	7,920円
	大広間		1時間	3,190円
	入浴（宿泊の場合を除く。）		1人1回	1,100円
茶室	1棟		1時間	3,190円
三献の間	1棟	宿泊	1人1室1泊	36,740円
		宿泊以外	1時間	3,190円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

工事請負契約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、令和4年議案第121号で議決を得て締結した浅井中学校南校舎長寿命化改修工事（建築）の工事請負契約を次のように変更することにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

契約変更事項

契約の金額	変更後	774,895,000円
	(変更前)	748,000,000円)

工事請負契約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、令和4年議案第122号で議決を得て締結した浅井中学校南校舎長寿命化改修工事（電気設備）の工事請負契約を次のように変更することにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

契約変更事項

契約の金額	変更後	180,510,000円
	(変更前)	168,740,000円)

工事請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、次のように工事請負契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 契約の目的 神田まちづくりセンター改築工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 371,800,000円
- 4 契約の相手方 長浜市八幡東町40番地
株式会社大塚工務店
代表取締役 大塚 英和

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第3条の規定に基づき、次の財産を取得することにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

- | | |
|-------------|---|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車の購入 |
| 2 財産の種類及び数量 | 消防ポンプ自動車 2台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 46,530,000円 |
| 5 契約の相手方 | 長浜市新栄町484番地
株式会社新栄自動車
代表取締役 田附 晃一 |

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

認定

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
14316	宮司東 環状3号線	長浜市宮司町 字荒畑234番32地先	長浜市宮司町 字荒畑216番48地先	

田根財産区管理会の委員の選任について

田根財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 高田 幸士

田根財産区管理会の委員の選任について

田根財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 柴田 光彦

田根財産区管理会の委員の選任について

田根財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 石谷 八郎

田根財産区管理会の委員の選任について

田根財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 速水 敏昭

田根財産区管理会の委員の選任について

田根財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成18年長浜市条例第234号）第3条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 水相 修躬

田根財産区管理会の委員の選任について

議案第68号	氏名 高田 幸士 (たかだ こうし) 住所 生年月日 新再任の別 新任 現在 経歴等
議案第69号	氏名 柴田 光彦 (しばた みつひこ) 住所 生年月日 新再任の別 再任 現在 経歴等
議案第70号	氏名 石谷 八郎 (いしたに はちろう) 住所 生年月日 新再任の別 再任 現在 経歴等
議案第71号	氏名 速水 敏昭 (はやみ としあき) 住所 生年月日 新再任の別 再任 現在 経歴等
議案第72号	氏名 水相 修躬 (みずあい おさみ) 住所 生年月日 新再任の別 再任 現在 経歴等

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 若森 昌子

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 松本 俊彦

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 曾我 景年

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 橘 憲照

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 布本 喜代子

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 藤井 巖

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 足利 弘樹

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 横山 秀士

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 高月 真壽

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 平井 幸晴

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 山内 昌達

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 田中 祥子

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 岩佐 欣子

人権擁護委員の推薦について

諮問第1号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	若森 昌子 (わかもり しょうこ) 再任
諮問第2号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	松本 俊彦 (まつもと としひこ) 新任
諮問第3号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	曾我 景年 (そが かげとし) 再任
諮問第4号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	橘 憲照 (たちばな けんしょう) 再任
諮問第5号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	布本 喜代子 (ふもと きよこ) 再任
諮問第6号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	藤井 巖 (ふじい いわお) 再任

諮問第7号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	足利 弘樹 (あしかが ひろき) 再任
諮問第8号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	横山 秀士 (よこやま ひでし) 再任
諮問第9号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	高月 眞壽 (たかつき しんじゅ) 再任
諮問第10号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	平井 幸晴 (ひらい ゆきはる) 再任
諮問第11号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	山内 昌達 (やまうち まさたつ) 再任
諮問第12号	氏名 住所 生年月日 新再任の別 職歴 その他	田中 祥子 (たなか しょうこ) 再任

諮問第13号	氏名 岩佐 欣子 (いわさ よしこ) 住所 生年月日 新再任の別 再任 職歴 その他
--------	---